

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成13年6月26日

答申日：平成13年9月26日

事件名：明治5年式戸籍の不開示決定（行政文書非該当）に関する件
（平成13年諮問第12号）

答 申 書

第1 審査会の結論

京都府加佐郡河守町における明治5年式戸籍（以下「本件文書」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の適用を受ける行政文書には該当しないことを理由に不開示とした本件決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法3条に基づく本件文書の開示請求に対し、平成13年5月11日付け総第1043号により京都地方法務局長が行った不開示決定について、これを取り消し、本件文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

本件開示請求は、上記町全体の明治5年式戸籍を対象とするものではなく、先祖供養のために、審査請求人の家系につき戸籍上の継承を更に遡って確認するものであり、必要箇所のみを開示を目的とする。

本件文書は、戸籍法に従って編製された当時は当然に行政文書として取り扱われていたはずであり、現時点において、情報公開制度の適用を受ける行政文書ではないとする理由はない。

保存期間が過ぎても、本件文書が廃棄処分がなされないまま存在する理由や、これを京都地方法務局が管理する根拠が不明である。

明治5年式戸籍は、歴史的にみて、当時、半強制的に提出請求されたものであり、その様式は当時の国情を反映しているものと考えられるが、現在の価値観から判断して著しくかい離しているのみならず、その様式の良し悪しは別として、本来、直系の個人又は家に返還されるべき情報を記録したものであるから、戸籍法の適用を受ける戸籍ではなく、さらに保存期

限を過ぎたものであるため、当然に開示されるべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 明治5年式戸籍は、明治4年4月4日太政官布告により公布された戸籍法（同5年2月1日施行）に基づき作成された戸籍である。

同戸籍には、族称、職業、寺氏神等が記載されることとされている上、犯罪歴の記載のほか、明治4年8月に廃止された賤称が誤って記載されているものもあった。

その後、同戸籍は、戸籍取扱手続（明治19年内務省令第22号）、明治31年戸籍法（明治31年法律第12号）等により改製され、改製原戸籍として、あるいは除籍として、市町村において保存されていた。

そして、改製原戸籍又は除籍としての保存期間が経過した後、同戸籍は、監督法務局等の長の許可を得て法的な廃棄手続がとられてきたが、一部の市町村においては、その後もこれを閲覧に供していたところがあったことから、人権侵害のおそれがあるとして社会問題となった。

このため、昭和43年、法務省では、民事局長通達により、同戸籍の閲覧を一切許さないものとする取扱いとした上、上記の廃棄手続がとられたものについては、法務局若しくは地方法務局又は市町村において、嚴重に包装封印して保管するよう指示した（昭和43年3月29日民事甲第777号民事局長通達）。

- 2 本件文書についても、昭和42年12月22日付けの京都地方法務局長の許可を経て、法的な廃棄手続がとられ、遅くとも、同43年3月までに同法務局福知山支局に移管（その後、同57年7月には、同法務局に移管）され、以来、現在に至るまで、嚴重に包装封印して保管されてきたものであり、同法務局において、本件文書をその業務のために利用したことは一切なく、これからも利用する可能性は全くない。

- 3 法による開示の対象となる行政文書は、行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものであることを要する。

上記のとおり、明治5年式戸籍は、数十年間に渡って嚴重に包装封印して保管されてきたものであり、将来における学術資料となり得るものであることから、現在も保管されているが、現在においてはもちろん、近い将来においても、これを開封し、開示することは想定できない。したがって、これを保管している法務局又は地方法務局において、その業務上利用するものとして保有しているものではないと言うべきである。

本件文書についても、同様であって、行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものではないことから、法による開

示の対象となる行政文書に該当しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成13年6月26日 諮問の受理

同日 諮問庁から理由説明書を收受

同年7月4日 審議

同月18日 諮問庁の職員(法務省民事局民事第1課長ほか)からの
口頭説明の聴取及び審議

同月25日 審議

同年8月22日 審議

同年9月10日 審議

同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 明治5年式戸籍の性質、本件文書の保管状況等について

明治5年式戸籍には、その戸籍書式から明らかとなり、族称の記載があるほか、犯罪歴や、一部には誤って賤称まで記載されているものもあると言われており、これが公にされた場合には、今日なお人権侵害の問題を生じるおそれがあるものと認められる。

また、同戸籍は、上記戸籍取扱手続及び明治31年戸籍法等の規定による改製によって、改製原戸籍となり、あるいは除籍に移行した後、戸籍として必要な保存期間が経過したため、昭和54年法務省令第40号による改正前の戸籍法施行規則70条の規定に基づき監督法務局等の長の許可を得て、各市町村において法的な廃棄手続がとられ、それによって、戸籍本来の公証機能や役割は、既に喪失したものと認められる。

このように、法的な廃棄手続がとられながら、物理的な廃棄処分が行われなかったのは、将来において明治5年式戸籍の記載内容が当時の社会経済情勢を反映する重要な歴史的資料として学術資料となり得るものであり、閲覧禁止等の人権侵害を防止するための措置の徹底を求めつつ物理的な廃棄処分には反対する旨の強い社会的な要請があったことによるものと認められる。

こうした社会的背景を踏まえ、法務省は、上記通達により、廃棄手続のとられた同戸籍については、賤称等の記載の有無にかかわらず、法務局若しくは地方法務局又は市町村において、将来、歴史的資料として公開することができるようになるまでの間、何人もこれを閲読できないよう厳重に包装封印して保管するよう指示を発出し、以後、この取扱いが徹底されて

いる。本件文書についても、京都地方法務局長の許可を経て、法的な廃棄
手続がとられ、遅くとも、昭和43年3月までに、同法務局福知山支局に
移管の上、厳重に包装封印され、そのままの状態ですべて今日まで保管されてい
るものであり、同法務局の業務のために利用された事実はないことが認め
られる。

また、民事局長の通達によるこの措置は、その法的根拠は必ずしも明確
とは言えないが、将来における歴史的資料となり得るものとして保管すべ
き適切な場所（機関）が他に見当たらないところから、法務省が戸籍に関
する行政を所管していることにかんがみ、応急の措置としてとられたもの
とすることができる。

2 行政文書該当性について

開示請求の対象となる行政文書については、法2条2項により、「行政
機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該行政機関
の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」
と定義されている。

本件文書については、既に法的な廃棄手続がとられ、戸籍本来の公証機
能やその役割を喪失していることが認められるものの、京都地方法務局は、
将来における歴史的資料となり得る可能性があることから、上記通達に従
い、これを保管しているのであるから、本件文書の保管自体が、同通達に
基づく同法務局の業務として行われているものであることは否定できな
い。しかしながら、本件文書は、同法務局の職員を含め、何人も、その記
載された情報に接することができないよう、厳重な包装封印の下に保管さ
れているものであること、その保管は、文書としての保管というより一個
の物としての保管であると考えられること、既に30年以上の間にわたり、
戸籍事務その他の京都地方法務局の業務のために利用された事実がない
ばかりか、およそ何人の利用にも供された事実がないこと、さらに、今後
も、本件文書が同法務局の業務に必要な文書として利用される可能性は全
くない上、近い将来においてこれを開封開示し他の利用に供することは想
定されず、引き続き何人の目にも触れないよう厳封保管をすべき状況にあ
ることが認められる。以上のような本件文書及びその保管状況等の特殊性
を考慮すれば、本件文書は、同法務局においてその業務に用いる文書とし
て保有しているものとは言えず、「当該行政機関の職員が組織的に用いる
ものとして、当該行政機関が保有している」文書には当たらないと解する
のが相当である。

本件の審議の過程においては、本件文書を行政機関たる法務局が組織的

に保管している以上、これが法2条2項ただし書2号の規定による歴史的資料等として取り扱われるものでない限り、行政文書として5条各号の適用を検討すべきではないかとする問題が提起された。しかし、本件文書を、将来はともかく、今直ちに、一般の利用可能性を前提とした上記の歴史的資料等とすることは困難であり、また、行政文書非該当性を安易に認めるべきでないことはもちろんであるが、上記のように本件文書及びその保管状況等の特殊性を考慮すると、本件については、行政文書非該当とするのが最も適当であるとの結論に達した。

3 本件不開示決定の妥当性

以上により、本件文書は、法2条2項に規定する行政文書には該当しないものと言うべきであり、行政文書であることを前提とする審査請求人の主張は、いずれも採用できない。

よって、本件文書が法の適用を受ける行政文書に該当しないことを理由とした本件不開示決定は、妥当であると認めた。

第6 答申に関与した委員

清水湛，饗庭孝典，小早川光郎

以 上